

# 旧淀川大川における河岸利用の変遷と 河岸公園の形成

萩原 啓介<sup>1</sup>・山口 敬太<sup>2</sup>・川崎 雅史<sup>3</sup>

<sup>1</sup>学生会員 京都大学大学院修士課程 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 C1)

E-mail: hagihara.keisuke.78n@st.kyoto-u.ac.jp

<sup>2</sup>正会員 京都大学大学院准教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 C1)

E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp

<sup>3</sup>正会員 京都大学大学院教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 C1)

E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp

本研究は、旧淀川の一つである大川における河岸利用の変遷と河岸公園の形成過程を明らかにするものである。本研究で明らかにした内容は、1) 淀川下流改修工事にもなう河岸埋立と、その工業・公園利用の実態、2) 1928 年の総合大阪都市計画の原案において示された大川沿いの河岸緑地構想の内容と、工業利用のため公園計画案を縮小した経過、3) 戦災復興都市計画における河岸緑地計画の策定と、明治 100 年記念事業によるその実現の経緯、である。これらを通じて、大川沿いの河岸公園の実現には、河川改修による埋立土地利用、都市計画による公園計画の策定、河岸の水運利用の衰退と工業から住宅への土地利用の変化、明治 100 年記念事業資金の活用、が大きな役割を果たしたことを明らかにした。

**Key Words:** riverside park, river renovation, Okawa, Yodo river, Osaka

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景と目的

淀川改良工事 (1896~1910) における新淀川の開削と毛馬洗堰の設置により旧淀川の水位が低下し、船舶の航行に支障をきたした。そのために実施された淀川下流改修工事により、大川兩岸の河川敷が埋め立てられ、戦前期ではこの河川敷の一部を占用して桜之宮公園及び毛馬公園が開設された。戦前期に開設された河岸公園として中之島公園 (1891)、帝都復興事業による隅田公園 (1931) などが知られる。中でも中之島公園と 1923 (大正 12) 年開設の桜之宮公園は、都市内において河川敷を公園として利用する先駆的な事例であった。

1928 (昭和 3) 年に認可を受けた総合大阪都市計画では、公園道路が全国で初めて都市計画決定され、公園道路による公園系統の構築が図られた。また、その原案においては淀川や大川沿いに公園及び公園道路によって河川沿いに緑地帯が目指されていた。この大川沿いの緑地帯の計画は、戦災復興都市計画において全国で計画された河岸緑地の先駆けであり、この河岸緑地の計画及び都市形成上の位置づけを明らかにすることは意義があると

考える。

また、戦前期においては河川は水上輸送のネットワーク上重要な機能を担っており、河川沿岸は工業用水の確保の容易さと交通利便性の高さから工場の進出が進んだ。淀川改良工事後に洪水の危険性が減少した大川沿岸においては、市街化されていなかった北部地域を中心に多数の工場が進出して工業地帯へと変貌を遂げていた。近代化を目指す大阪においては、工業都市としての発展と近代都市に相応しい公園の整備は、矛盾しながらも両者とも必要とされた。そうした中、淀川下流改修工事によって誕生した大川の河川整理埋立地は、沿岸の工業利用の促進と公園用地の確保に大きな貢献を果たした。

そこで本研究では、旧淀川大川における淀川下流改修工事後の河川整理埋立地の利用実態を明らかにするとともに、河川の工業利用と公園利用の実態を明らかにする。さらに、大川における河岸公園計画の具体的内容とその形成過程を示し、河岸緑地が実現した背景と要因について明らかにすることを目的とする。

### (2) 研究の位置づけ

先行研究について、淀川の治水史に関する基礎資料と

して『淀川百年史 ①』や『淀川治水誌 ②』がある。淀川下流改修工事においても各年度ごとの施工状況が詳細にまとめられている。

大阪市の公園計画について、佐藤<sup>3)</sup>は河川敷に整備された公園の成立過程を示し、毛馬公園などの河岸公園の開設は大屋壺城の勧奨によるものであると推察している。また、八尾ら<sup>456)</sup>は戦前期の大阪における公園道路網の形成について大阪市南部の事例を示した上で、総合大阪都市計画において大屋壺城が果たした役割について論じ、河岸地を公園道路に適用しようとする大屋の主張が総合大阪都市計画に反映されたと指摘している。

河岸公園について、高橋<sup>79)</sup>や林ら<sup>9)</sup>が中之島公園の設立過程を示したほか、越沢<sup>10)</sup>は夙川公園の歴史的意義を論じ、戦前期において河川沿いに公園用地として積極的に利用する発想は希薄であったと指摘している。

また、近代大阪の都市内水運について、北原<sup>11)</sup>は工場立地と水運は密接な関係を持っていたことを指摘した他、岡島<sup>12)</sup>は鉄道開業後も河川が都市内水運上果たした役割は大きかったと指摘している。

上記の他、大川における河岸公園及び河川沿緑地の計画策定や整備過程に関する研究は管見ではみられず、本主題は十分に明らかにされていない。

### (3) 研究の手法

本研究では、淀川資料館所蔵資料の古写真、図面を用いて淀川下流改修工事にともなう河川敷の利用状況を示した上で、大阪市公文書館所蔵の行政史料を使用として用い、また適宜新聞や雑誌記事を参照しながら大川における河岸公園の形成過程を示した。なお、本稿では読みやすさを優先し、資料原文の旧字体を新字体に、カタカナをひらがなに、漢数字をアラビア数字に適宜改めて引用した。

## 2. 淀川下流改修工事と淀川公園の開園

### (1) 淀川下流改修工事と河川整理埋立地の利用方針

淀川改良工事（1896～1910）にともなう新淀川の開削や毛馬閘門及び毛馬洗堰の竣工により、大川は淀川本流と分離され、大阪市街における洪水の危険性が低下して大阪市発展の礎となった。一方、旧淀川では毛馬洗堰の竣工後、流量の減少により水位が低下し、船舶の航行に支障をきたしていた。そのため、1907（明治40）年から1922（大正11）年まで、内務省直轄事業として守口から淀川河口にかけて淀川下流改修工事が実施された。大川では水深を5尺（1.52m）、川幅を50間（90.9m）とし、護岸を整備して後方を埋め立てることになった<sup>13)</sup>。

しかし、埋立工事が中之島付近でも実施され始めた

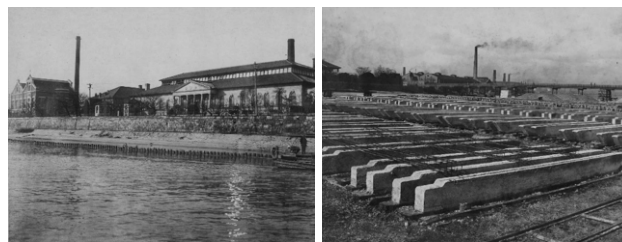


写真-1 淀川下流改修工事中の大川

左：造幣局前、右：淀川橋東詰

（国土交通省淀川河川事務所淀川資料室所蔵）

1912（明治45）年頃になると、大川の埋立は水の都大阪の風致上問題だと非難する声が噴出し、一大問題となった<sup>14)</sup>。同年7月には市会議員ら30余名が、市内河川の埋立工事の現状を視察した。埋立工事の是非について議論がなされた一方、「桜の宮前の広大な埋立地を觀て大阪にコンナ大きな空地があるのか早く市に払下げて貰ふがよいと云ひ又公園地とすればよい」との発言が出るなど、後に桜之宮公園となる河川整理埋立地を公園として利用すべきとの声が既に存在していた。また、既に埋立地の一部が藤田邸の庭園として利用されている他、大川北部の埋立地でも藤田家が数万坪の埋立地を占有することが決まっていると述べられており<sup>15)</sup>、一部の埋立地の利用が決定していたことがわかる。

大川南部は桜宮など名勝地として著名であった一方で、淀川改良工事後の大川沿岸は、水が安定的に確保でき、水運の利便性が高いこと、大阪市街に近いながら広大な未開発地が広がっていたことから、多数の工場が進出し、大川北部は工場地帯へと変貌を遂げつつあった。こうした状況は河川整理埋立地の利用方針にも影響を与えた。

1912年10月には河川整理で生じた埋立地について、洪水時の放流を阻害しない範囲で、隣接地主の占有を認める方針であることや、市が公園地として借用して美観向上を図る計画が存在することが報じられた<sup>16)</sup>。同年11月には私立衛生会の河川調査委員会が「大川筋埋立地を何れも公園に利用する事」と議決し<sup>17)</sup>、翌1913（大正2）年2月には同委員会が「各埋立地中、中之島及桜宮附近其他現に商工業者の占用せる場所を除くの外は遊地として相当の設備を施す事」などと記した意見書を内務省及び府市当局に提出していた<sup>18)</sup>。

1913年11月には内務省技師の市瀬氏が大阪市内河川整理案を発表し「毛馬閘門より天満橋に至る大川筋の兩岸は暫く現状を維持する可とす而して川敷中其洪水敷に属する部分は公共団体又は私人の占有を許す事を得るも現状を変ぜざるを以て原則とし唯だ場合により必要に応じ舟溜貯水場等を設くるを得せしむ」とし<sup>19)</sup>、河川整理埋立地を船溜や貯木場として占有することを認める方針であることが明らかになった。

以上より、淀川下流改修工事によって生じた大川沿岸



張し、野球場を設置する計画であると報じられた<sup>29)</sup>。この場所は以前に報じられた通信省所有地であり、翌1月には予算が成立し<sup>29)</sup>、桜之宮公園が北に拡張された。

### (3) 淀川下流改修工事後の河川整理埋立地の利用

本研究では、淀川下流改修工事後の河川整理埋立地の占用状況を示す「淀川平面図（大正2年4月測量、1200分の1）」（図-2）を用いて、河岸利用の実態を明らかにする。本図は、既往研究で扱われておらず、本研究で初めてとりあげる。本図の測量は大正2年であるが、手書きの文字情報は昭和初期頃までの加筆修正が認められる。河川敷の占用・借用主体、護岸の整備主体は図に記載の最新のものを記入し、河岸の主な工場について1928年時点のものを追記した。本図によると、埋立地の護岸はその土地を占有する個人、工場などの会社、他官庁が整備し、その他の場所は内務省が整備していた。河川整理埋立地は、皇室林野管理局大阪出張所の貯木場、通信省の電柱置場といった官公庁の資材置場の他、鐘淵紡績、日本精糖、東洋製紙、王子製紙、三菱精錬所など大工場が使用する水運用の荷揚場や船溜としても利用されていた。また、河川敷は個人商店の荷揚場としても占有された他、造幣局対岸の藤田氏借用地では庭園の一部として利用されていた。

淀川下流改修工事が実施された年代と大工場が進出した年代はある程度一致し、会社独自の船溜や荷揚場を所有する工場も存在することから、河川整理にともなう埋

立地の存在が工業用地としての利便性の向上に影響を与えたことが考えられる。また、早くから市街化が進んだ大川南部では河川整理埋立地が公園や私邸の庭園として利用された一方、工業地帯として発展した大川北部は水運用の荷揚場や船溜が設けられるなど、河川整理埋立地の利用に差異が見られた。

### (4) 大阪市内の河岸の公園利用に関する意見（表-1）

大屋霊城は1920（大正9）年に都市計画大阪地方委員会技師となり、大阪府の都市計画公園の計画立案に携わった人物である<sup>30)</sup>。その後約1年間欧米各国の公園計画の視察を行い、欧米で河岸沿いに公園道路が整備された事例を実際に見学した経験から、日本でも河岸地を公園として活用すべきであると度々主張していた。

たとえば1923（大正12）年2月、大屋は新聞上において、海外事例を挙げて河岸公園の必要性を訴えており<sup>31)</sup>、翌年2月には「河岸地を利用してブルバールやプロメナードを造るのも市内公園の最も優れた一形式」であるとし主張していた<sup>32)</sup>。同年10月には「河川の公園的利用」と題する新聞記事を発表し、大阪市が淀川敷に中之島公園、桜之宮公園等を設けて河川の公園利用を図っていることを評価した上で、河川改修で生まれた埋立地を従来は民間に払い下げていたが、今後は都市全体の利益を考えて処分すべきであり<sup>33)</sup>、廃川を埋め立てる際は、荷揚場や倉庫を建てる必要がある場所を除いて一部を公園として残す方がよいとした<sup>34)</sup>。

表-1 大阪市内の河岸の公園利用に関する意見

| 著者       | 記事名           | 記事の内容（下線は筆者による）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大屋<br>霊城 | パークエイとブルバール   | 茲に廃川敷が整理されたとする旧堤防があるとする。これを利用して彼れを埋立たねば一時に多くの公園が得られる市を囲む城壁市の中央に位する旧幕の城址何れも利用し得られぬものはない。（…）塵埃の焼捨地低湿な凹地、利用の途なき傾斜地、土地さては河岸地、堤防敷（治水荷揚げを妨げる程度に於て）社寺境内（神聖を犯さない範囲に於て）墓地、荒跡地等一つとして公園として利用し得ざるものはない（大阪朝日新聞、1923.2.11付）                                                                                                                                                                                                   |
|          | 帝都復興と公園       | 水辺や湖畔さては商工業上利用されていない河岸地を利用してブルバールやプロメナードを造るのも市内公園の最も優れた一形式ではあるまいか、大阪の如きは無数の河川を有ち乍らその両岸を不潔なる建物のバックで蔽ふて居る為に都市の美観も損ぜられ（…）私は都市の内部に造らるべき公園の大部分をこのパークエイブルバール、プロメナード等の形式に計画する事は一つの面白き試みであると考へて居る。（「都市論」第7巻第3巻、1924.2.11）                                                                                                                                                                                               |
|          | 河川の公園的利用（上）   | 廃川を埋立て、工場又は住宅を作るやうな企である場合は少なくともその一部を公園として残す方がよい、大阪市が淀川敷に中之島公園、淀川公園桜之宮公園等を設けて次第に利用の歩を進めつゝある計画は当を得たものと思ふ。（…）廃川でなくとも川を整理すれば沢山の埋立地が出来る、こんなところは従来直ちに民間に払下げて建物敷にするのが普通であつたが将来は今少しく都市全体の利益から考へて処分するべきである。（…）河岸はパーク・プロメナード等として利用するが最も適当と思ふ、西洋にもこの種の利用をなして居る川は沢山ある（大阪朝日新聞、1924.10.7付）                                                                                                                                    |
|          | 河川の公園的利用（下）   | 船舶を航し得る河川では荷揚場や倉庫をその両岸に必要とする関係上斯の如き公園的利用を敢てすることが出来ぬ場所もある。又船を上し得ない河岸にあつても、それが工場や、商店の集団地を貫くとか又は将来工場等を備へたる箇所は勿論かくの如き利用は出来ぬが少なくとも住居地域内にある河岸は宜しく公園的利用の方法を講ずべきである、これは都市の合理的発展、健全なる成長を計らんとする者の忘るべからざる事である。（大阪朝日新聞、1924.10.10付）                                                                                                                                                                                         |
| 高田<br>慎吾 | 河岸の並木道と寺町の寺院道 | 若しも一市民として希望を述べさせられるならば二三の注文を出したいと思ふ、其の一は大阪市には河川が縦横に貫流してゐるから、できるだけ其の河岸を利用して並木の逍遙道を作ることである。（大正、1926.1）                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 方米<br>治郎 | 大阪の河岸美        | 緑地に乏しい我大阪市であるが、水には比較的恵まれてゐることはせめてもの幸ひである。（…）我大阪を顧るに、大動脈となつて歴史的に大阪の発達を助長して呉れた淀川の流も、毛馬の開門の竣成以来は両岸の埋立に水面積を狭められ、従つて水勢も弱められて、風致的には今日では全く骨抜になつた姿である。春の浪速名勝の魁をつとめた桜宮の桜も旧時の盛観が消え失せて、造幣局の桜も昔に見劣りするとの世評であるが、桜宮公園に若木の桜が相續頻に咲いて呉れるのと、工事中の新淀川橋が完成すれば、この辺一帯は新風光に彩られて真に大阪第一の新らしい河岸美が発揮出来やう。殊に藤田邸前の河川敷を利用した広闊な芝生の帯状地は、風致美観から見ても、散歩道として実用に供しても恰好の河岸利用の公園である。こゝから公園道路が連絡して大阪城公園へ新らしい利便な通路が開かれるのも、今後一ヶ年の日子を要せないことであらう。（大正、1930.39） |



雑誌『大大阪』にも大川の河岸公園整備に関する意見が認められる。児童問題研究家の高田慎吾は、大阪の都市計画に対し河岸を利用した「並木の逍遥道」を要望した<sup>35)</sup>。1930(昭和5)年には、大阪市公園課の方米治郎が「大阪の河川美」と題する論考を發表し、大阪は緑地が少ないが、水には恵まれていることは幸いとして、水を利用して都市を美装する必要性を説いた。特に、毛馬閘門竣工以降は大川両岸が埋め立てられて水の勢いも弱まり、風致的には全く骨抜きとなったが、桜之宮公園に桜の若木が咲き誇れば、桜宮周辺は「真に大阪第一の新しい河岸美が出来やう」としていた<sup>36)</sup>。

### 3. 総合大阪都市計画における大川の公園計画

#### (1) 第1回全国都市問題会議における理想的緑地計画

河岸公園の検討は総合大阪都市計画の中で具体化される。1927(昭和2)年5月に大阪市で開催された第1回全国都市問題会議では、「自由空地並公園」に関する部門において関一大阪市長が自由空地の必要性を訴えた。同資料展覧会では大阪市土木部公園課が「大大阪緑地理想計画図(図-3)」を出品したが、この図の説明書きには「本図は大阪市を緑化するため公園、耕地、河川、池、

道路等広義に於ける自由空地と建築敷地とを理想的に配置したるものである即ち周囲部の耕地は永久に緑地として保存され湾岸方面には防風林を兼ねた緑地帯ができることになる」とあった。郊外に大規模な緑地(農園)を配置し、公園間を公園道路で連絡しようとする計画であり。神崎川、新淀川、大川、大和川沿いに緑地帯を設け、河岸を利用した公園網の構築を図ろうとしたことが認められる。この計画図は、翌年に総合大阪都市計画の決定を控えていた大阪市公園課が、緑地計画の「理想像」として示したものであった。

#### (2) 総合大阪都市計画における大川沿いの公園計画

緑地計画の理想像は、実際の都市計画決定にどのように反映されたか。1925(大正14)年4月1日、大阪市は第2次市域拡張を実施し、1928(昭和3)年5月に道路、運河、公園、墓地、下水道、土地区画整理からなる「総合大阪都市計画」を決定した<sup>37)</sup>。その決定直前の1928(昭和3)年2月の第23回都市計画大阪地方委員会において、総合大阪都市計画の原案が示され、大川沿いでは、約8.60haの毛馬公園を新設し、桜之宮公園を現状の約5.32haから約7.70haに拡張し、豊里(城北)公園から毛馬公園に、桜之宮公園から大手前公園にかけて公園道路を設ける案が示された<sup>38)</sup>。この時に示された公園計画図

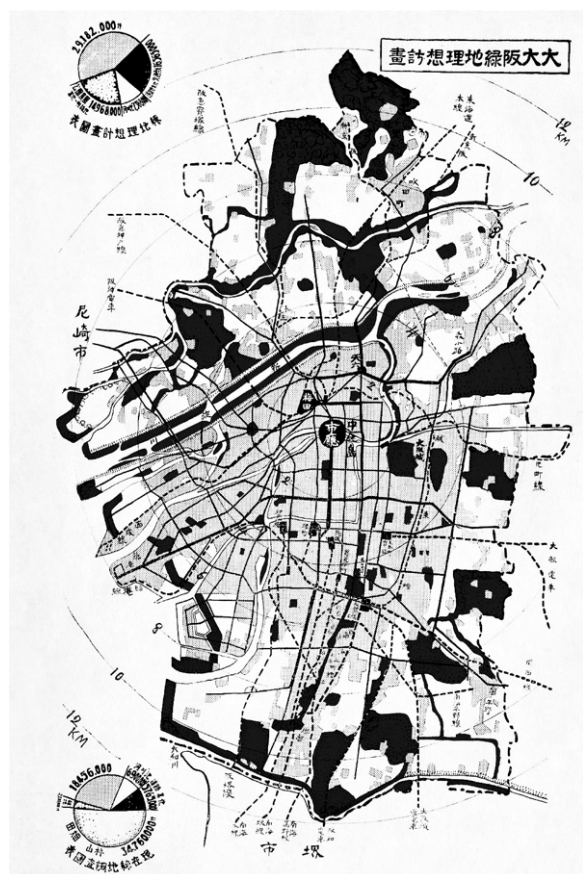




図-5 総合大阪都市計画における公園計画（1928）  
（「大阪都市計画図」をもとに筆者加筆）

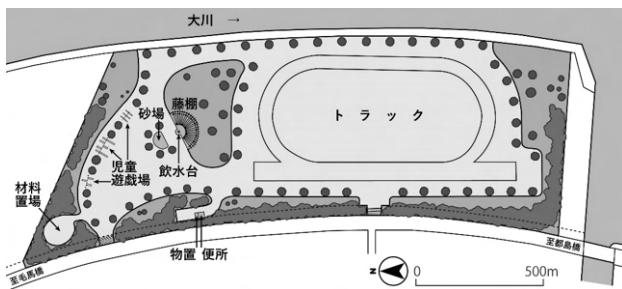


図-6 毛馬公園平面図（1934）  
（大阪市公文書館所蔵「都市公園台帳（毛馬公園）」  
をもとに筆者作成）



図-7 大大阪市市勢大観（1935）（大阪市立中央図書館所蔵）

は残存していないが、大阪市土木部公園課長であった椎原兵市による雑誌記事に掲載された図（図-4）は、総合大阪都市計画において決定された公園の号数と位置が一致し、第25回都市計画大阪地方委員会で修正された箇所も一致することから、総合大阪都市計画の原案であると推察できる。この図は大大阪緑地理想計画図を一部踏襲しながら公園面積を大幅に縮小し、理想的な公園計画を実現可能なものに落とし込んだものと考えられる。そして、ここに大川沿いの一部を緑地帯とする計画が認められる。

しかし、その後の1928年4月の第25回都市計画大阪地方委員会において、原案から11の公園について修正が行われた。この中で最も議論となったのが毛馬公園であり、公園面積を8.60haから1.80haに縮小する案が示された。縮小理由として、公園・墓地の部の委員長に任命された片岡安は、毛馬公園周辺に多数存在する大工場の共同荷揚場が必要であること、新設される城北運河の取入口が近くにあり、広大な船溜が必要であることを挙げた。この縮小案に対して他の委員から反対意見が上がり、河川敷に隣接した土地を利用して公園面積を3.00ha確保する修正意見を可決した<sup>39)</sup>。

総合大阪都市計画における大川の公園計画については図-5に示した。図-2と比較すると、毛馬公園の用地は、未利用、もしくは藤田氏借用地に選定されたことがわかる。公園の都市計画決定に工場立地が影響を与えていた。

### (3) 総合大阪都市計画の実施

総合大阪都市計画に基づく事業は、財政緊縮のため実施は限定的であった<sup>40)</sup>が、桜之宮公園の拡張は、昭和の大礼記念事業として大阪城公園の整備とともに進められ、1931（昭和6）年11月に大阪城公園が開園した。大阪城開園当時の新聞記事には、桜之宮公園は大阪城公園の「姉妹園」として紹介され、「市内随一の花の公園、水の公園」と評価された<sup>41)</sup>。また、1933（昭和8）年には、公園の新設・拡張が8カ年継続事業として実施され、此



花、十三とともに毛馬公園の新設されることになった<sup>42)</sup>。毛馬公園(図-6)は1936(昭和11)年5月15日に当初計画の一部で開園し<sup>43)</sup>、開園時の公園面積は1.3haであった<sup>44)</sup>。その後、1939(昭和14)年5月には大阪市の公園計画が変更され、毛馬公園において敷地の一部の変更が行われ、都市計画決定された公園面積が計4.08haに増加し、同年7月には長柄浜通1丁目、2丁目各地内の面積約2.31haが事業決定された<sup>45)</sup>。

また、1933(昭和8)年には大阪の風致地区が内閣で認可された<sup>46)</sup>が、桜之宮公園は近隣に桜宮神社、泉布観が存在し、古くから桜の名所として知られていたことから、大阪城とともに大手前風致地区に指定され<sup>47)</sup>、美観の維持に影響のある行為が制限された。

昭和初期の大阪市の様子を詳細に示した鳥観図である「大大阪市市勢大観(図-7)<sup>48)</sup>」によると、桜之宮公園付近ではボートを漕ぐ人々の様子が描かれ、大川北部では大工場付近の河川敷に船溜が見え、大川東岸の王子製紙では船溜から工場敷地に内部へと線路が敷設されている。また、毛馬閘門付近では一定の間隔で並木が植えられていることが確認できる。また、1940(昭和15)年頃には善源寺町の大川沿いに遊歩道が整備され<sup>49)</sup>、堤防上の道路を公園道路として利用することで、大川沿いの緑地に連続性を創出しようとしていたと考えられる。

#### 4. 戦後における大川の公園計画

##### (1) 戦災復興都市計画における大川沿いの公園計画

1945(昭和20)年12月30日、戦災地復興計画基本方針が閣議決定され、緑地面積は市街面積の10%以上を目途とする方針が示された<sup>50)</sup>。1946(昭和21)年1月20日には戦災大阪市復興の基本方針が報じられ、市内縦横に緑地帯を整備するほか、中之島一帯の堂島川、土佐堀川から毛馬にかけて大川沿いを緑地化する方針が示された<sup>51)</sup>。その後大阪市においては、1947(昭和22)年1月14日に823haの公園計画が決定し、1952(昭和27)年1月30日に667haの公園計画が変更された<sup>52)</sup>。この戦災復興都市計画により、中之島から毛馬へと大川沿いに緑地帯を整備する計画が示された。

まずは、空襲で消失した天満市場跡に南天満公園が1953(昭和28)年8月10日に開園した<sup>53)</sup>。しかし、その後、毛馬公園、桜之宮公園の拡張は進まず、戦後の混乱と住宅不足の中で、河川敷に無許可に住宅などが立ち並び、公園敷地の確保が困難となっていた。

##### (2) 明治100年記念事業毛馬桜之宮公園

1967(昭和42)年、全国10ヶ所の公園を明治100年記念事業により整備されることが決定し、大阪では毛馬、

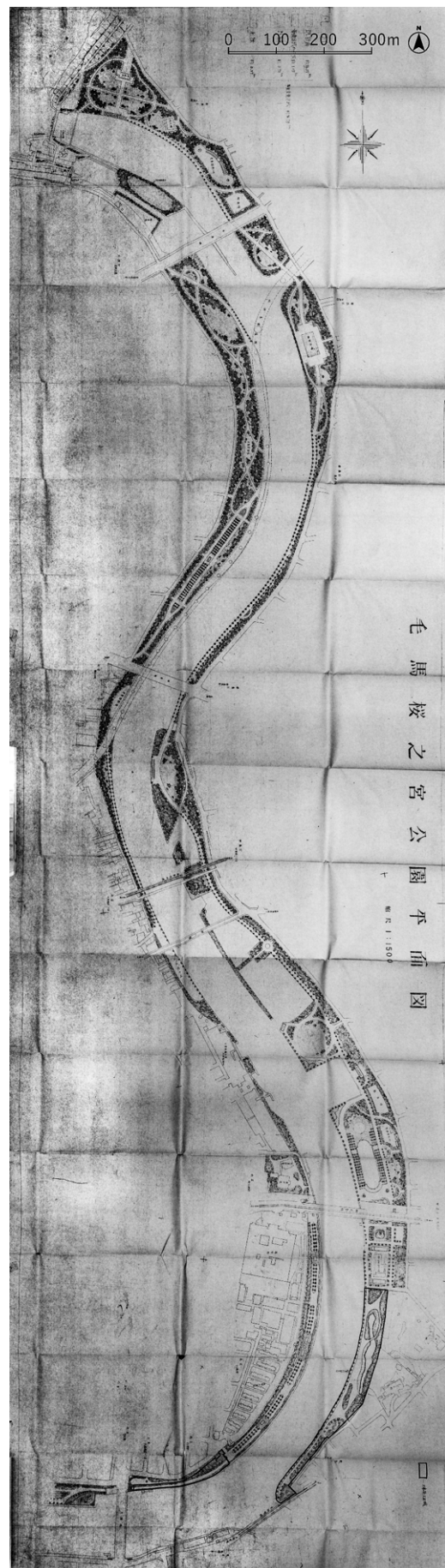


図-8 毛馬桜之宮公園計画図(1968)  
(大阪市公文書館所蔵)

桜之宮、南天満公園を毛馬桜之宮公園として一体的に整備することが決定された<sup>54)</sup>。その理由は、大川周辺には、明治に建設された毛馬閘門、造幣局、明治天皇によって命名された泉布観が存在し、明治にゆかりのある史跡が多いことであるとされた<sup>55)</sup>。戦災復興都市計画において公園計画が決定されているが整備が遅れていた大川では、本事業に選定されたことで国庫補助の活用が期待でき、予算面での折り合いがつくことで、整備が加速することになった。1968（昭和43）年の「公園建設設計関係書類（明治100年記念事業毛馬桜之宮公園）<sup>56)</sup>」中の毛馬桜之宮公園の計画図（図-8）には、緑地帯と南北を縦貫する遊歩道の計画が認められる。なお本図も、既往研究では取りあげられておらず、本研究で初めて取りあげるものである。

毛馬桜之宮公園の整備は、大川兩岸の護岸整備や遊歩道建設から進められ、当初は5ヶ年で完成する計画であったが<sup>57)</sup>、予算60億円の中で、公園の用地取得、造成、建設を行うのは「余程の計画性が必要だ」とされた<sup>58)</sup>ように用地の確保に難航し、1979（昭和54）年時点の工事進捗率は55%にとどまっていた<sup>59)</sup>。

### (3) 工場跡地の再開発にともなう公園整備

毛馬桜之宮公園の整備の背景として、1960-70年代の大阪市においては、公害問題による人口流出の対策として、市内に良質な高層住宅地を建設して人口の維持を図る必要に迫られていたことがある。また、大川周辺に多数存在した工場の中には、地価の高騰と公害対策による規制強化から撤退する機運が存在していた。こうした中で、1967（昭和42）年に大阪市は「大阪市総合計画（1990）」を発表し、大川西岸の工場地帯を特定地区再開発構想の高層住宅開発地区に指定した<sup>60)</sup>。この計画は「淀川リバーサイド地区整備事業」として進められ、住宅事業とともに整備が遅れていた大川北部における毛馬桜之宮公園の建設が進められた<sup>61)</sup>。

1970年頃から大川の周辺工場が撤退し、河川敷の荷揚場、船溜が不要となったことと、跡地に住宅地が整備されることで公園需要が増したことから、大川における公園の整備が促進されたと考えられる。実際に、大川沿いにはベルパークシティ、桜宮リバーシティ、大阪アメニティパークなどの再開発を契機とする土地利用転換が進められ、一部これと並行して河岸緑地整備が進められた。

## 5. 結語

本研究は、淀川改良工事により旧淀川の一部となった大川において、公園計画の具体的内容と周辺土地利用の変遷による河岸公園の形成過程（図-9）を明らかにした。

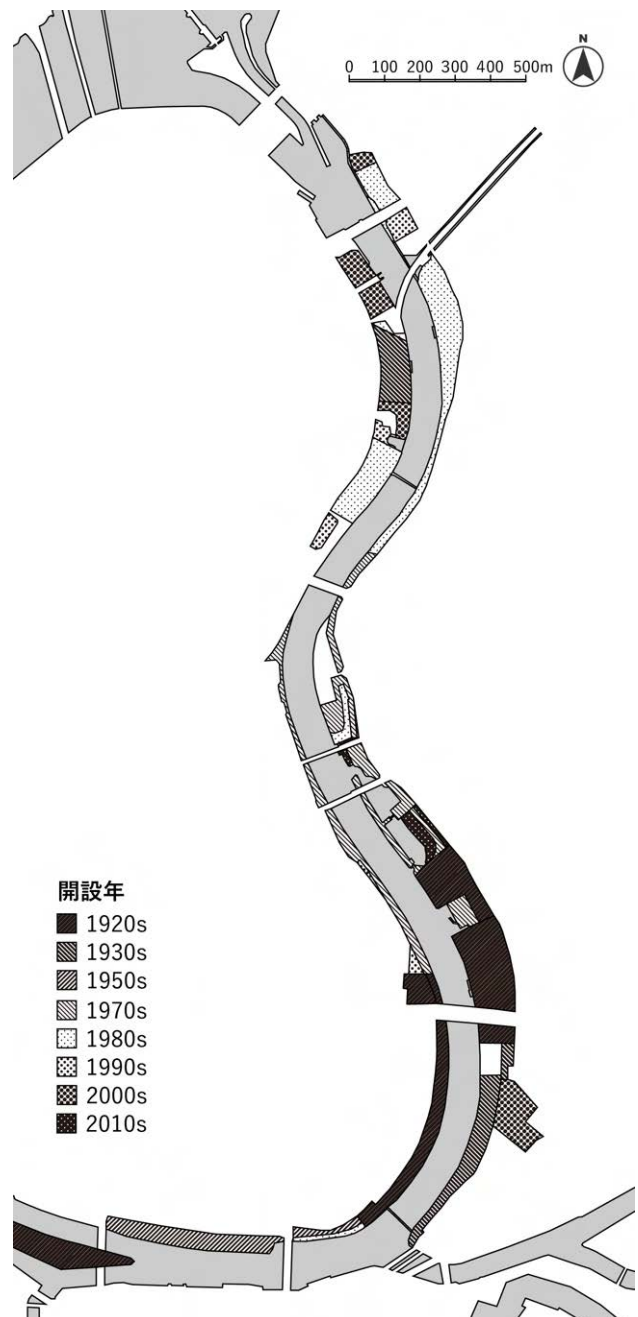


図-9 毛馬桜之宮公園の形成過程

本研究を通じて明らかにした成果は以下の通りである。

#### 1) 淀川下流改修工事による大川沿いの河岸埋立土地利用

淀川下流改修工事によってもなう大川の埋立地では、周辺工場の荷揚場や船溜、官公庁の資材置場が整備され、未利用地に桜之宮公園が整備された。この埋立を巡っては風致上の観点から反対意見が出たことから、大川は大阪の風致上重要視されていた。また、昭和初期時点の沿岸利用の実態を示した。この大川の河川敷が民間に払下げられず河川区域として存続したことで都市内の空地として現代まで残存し、後の緑地帯の形成につながった。

#### 2) 河岸の公園利用と都市計画決定

大屋霊城は河川改修によってもなう埋立地を、荷揚場や倉庫を必要としない範囲において、公園もしくは公園道路



として整備すべきだと主張していた。大屋の考えは、総合大阪都市計画において毛馬公園の新設や桜之宮公園の拡張へと具体化された。

総合大阪都市計画の計画決定前の理想案において、大川沿いを緑地帯とする構想が初めて示された。都市計画公園計画の原案では毛馬公園の新設と桜之宮公園の拡張によって大川沿いの緑地帯が漸続的に計画されたが、河川敷が周辺工場の荷揚場や船溜として利用されていることから、公園の敷地を縮小せざるを得なかった。

### 3) 沿岸土地利用の変化と公園整備の事業化

河岸緑地計画は戦災復興都市計画において決定をみて、明治100年記念事業によりその実現へと至った。また、戦後における大川では、周辺の工場が撤退して周辺土地利用が住宅利用へ変容する中で、河川敷が荷揚場として利用されなくなって公園利用が可能となった。

上述した内容が、大川における河岸緑地の形成に大きな役割を果たしたことを明らかにした。

## 参考文献

- 1) 建設省近畿地方建設局：淀川百年史，1974。
- 2) 武岡充忠：淀川治水誌，1931。
- 3) 佐藤昌：日本公園緑地発達史（上），1977。
- 4) 八尾修司，山口敬太，川崎雅史：戦前期大阪における公園道路網計画と桃ヶ池・田邊公園道路の形成，土木学会論文集 D1（景観・デザイン），Vol.71，No.1，pp.95-107，2015。
- 5) 八尾修司，山口敬太，川崎雅史：総合大阪都市計画（1928年）における公園系統計画の成立-大屋霊城の役割とその計画思想の反映，公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集，Vol.51，No.3，pp.1153-1159，2016。
- 6) 八尾修司，山口敬太，川崎雅史：大屋霊城の公園系統の思想と戦前期大阪公園計画との関連性，景観・デザイン研究講演集 No.10，pp.132-138，2014。
- 7) 高橋理喜男：中ノ島公園の歴史的考察（その1），造園雑誌，Vol.25，No.2，pp.49-57，1961。
- 8) 高橋理喜男：中ノ島公園の歴史的考察（その2），造園雑誌，Vol.26，No.1，pp.19-26，1962。
- 9) 林倫子，篠原知史，大坪舞：大阪中之島山崎ノ鼻「公園地」に関する一考察，土木学会論文集 D1（景観・デザイン），Vol.73，No.1，pp.21-36，2017。
- 10) 越沢明：パークウェイとして整備された夙川公園の特徴とその意義，国際交通安全学会誌，Vol.23，No.1，pp.60-69，1998。
- 11) 北原聡：Ⅲ 近代大阪の都市内水運，都市の経済活動の構造，pp.61-79，2013。
- 12) 岡島健：近代大阪における都市内水運の発達過程，名古屋大学文学部研究論集史学，Vol.39，pp.57-75，1993。
- 13) 前掲1)，淀川百年史，pp.478-482。
- 14) 大阪朝日新聞，1912（明治45）年6月23日付。
- 15) 大阪朝日新聞，1912（明治45）年7月12日付。
- 16) 大阪朝日新聞，1912（大正元）年10月17日付。
- 17) 大阪朝日新聞，1912（大正元）年11月30日付。
- 18) 大阪朝日新聞，1913（大正2）年2月14日付。
- 19) 大阪朝日新聞，1913（大正2）年11月26日付。
- 20) 大阪朝日新聞，1920（大正9）年9月21日付。
- 21) 大阪朝日新聞，1921（大正10）年1月12日付。
- 22) 大阪朝日新聞，1922（大正11）年2月3日付。
- 23) 大阪朝日新聞，1922（大正11）年6月1日付。
- 24) 大阪朝日新聞，1921（大正10）年12月9日付。
- 25) 大阪朝日新聞，1923（大正12）年12月11日付。
- 26) 大阪朝日新聞，1923（大正12）年7月17日付。
- 27) 大阪朝日新聞，1924（大正13）年8月5日付。
- 28) 大阪朝日新聞，1926（大正15）年6月19日付。
- 29) 大阪朝日新聞，1927（昭和2）年1月27日付。
- 30) 大阪公園協会：公園，第2巻第1号，pp.67-68，1935。
- 31) 大阪朝日新聞，1923（大正12）年2月11日付。
- 32) 大屋霊城：帝都復興と公園，都市公論，第7巻第3巻，pp.15-20，1924。
- 33) 大阪朝日新聞，1924（大正13）年10月7日付。
- 34) 大阪朝日新聞，1924（大正13）年10月10日付。
- 35) 高田慎吾：河岸の並木道と寺町の寺院道，大大阪，第2巻第1号，1926。
- 36) 方米治郎：大阪の河川美，大大阪，第6巻第4号，大阪都市協会，pp.65-69，1931。
- 37) 大阪市計画局：大阪のまちづくりーきのう・今日・あすー，pp.77,80-82，1991。
- 38) 都市計画大阪地方委員会編：都市計画大阪地方委員会議事速記録，1928年2月1日第23回，pp.629-647。
- 39) 都市計画大阪地方委員会編：都市計画大阪地方委員会議事速記録，1928年4月19日第25回，pp.663-700。
- 40) 大阪朝日新聞，1928（昭和3）年9月7日付。
- 41) 大阪朝日新聞，1931（昭和6）年11月5日付。
- 42) 公園緑地協会：公園緑地，第3巻第12号，昭和14年12月，大阪特輯号，pp.104，1939。
- 43) 大阪市広報，昭和11年5月12日発行第1780号，1936。
- 44) 大淀区史編集委員会：大淀区史，pp.186-190，1988。
- 45) 大阪市広報，昭和14年7月20日発行第2039号，1939。
- 46) 国立公文書館所蔵：大阪都市計画風致地区決定ノ件，昭和8年4月10日，1933。
- 47) 都市計画大阪地方委員会：昭和七年六月大阪風致地区参考資料，pp.11-12，1932。
- 48) 吉田豊：大大阪市市勢大観一鳥瞰式立体図一，大阪市立中央図書館所蔵，1935。
- 49) アサヒグラフ，1940（昭和15）年8月7日通常号873号，pp.27。
- 50) 国立公文書館所蔵：戦災地復興計画基本方針，1945。
- 51) 朝日新聞（大阪本社版），1946（昭和21）年1月20日付。
- 52) 建設省編：戦災復興誌第拾巻，pp.451，1961。
- 53) 北区制一〇〇周年記念事業実行委員会：北区史，pp.460，1980。
- 54) 前掲3)，日本公園緑地発達史（上），pp.624。
- 55) 前掲53)，北区史，pp.466-467。
- 56) 大阪市公文書館所蔵：公園建設設計関係書類（明治100年記念事業毛馬桜之宮公園），1968。
- 57) 大阪都市計画地方審議会：大阪都市計画地方審議会会議録 昭和42年7月～昭和43年3月（議題1624号～1813号），pp.641-647，1968。
- 58) 大阪都市協会：大阪人，第22巻4月号，pp.64-65，1968。
- 59) 前掲53)，北区史，pp.467。
- 60) 大阪市総合計画局計画部再開発計画課：大阪市総合計画資料―特定地区再開発，pp.46-51，1968。
- 61) 大阪市都市整備局淀川リバーサイド事務所：淀川リバーサイド地区整備事業，pp.1-36，1987。

(2021.4.19受付)